

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

「令和2年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について  
(韓国産エゴマのチアクロプリド、中国産わさびのプロシミドン及びブラジル産キャ  
ッサバのピリミホスメチル)

標記については、令和2年3月30日付け薬生食輸発0330第2号(最終改正:令和2年  
6月15日付け薬生食輸発0615第2号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき  
実施しているところである。

今般、韓国産エゴマの輸入時のモニタリング検査において、食品衛生法第13条に基づ  
き定められた残留農薬等の基準に違反した事例があったことから、韓国産エゴマのチア  
クロプリドに係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げるとともに、当該違反を生  
じた製造者、製造所、輸出者又は包装者の当該食品に対する輸入の都度の自主検査を実  
施することとし、モニタリング通知の別表第2(製造者、製造所、輸出者及び包装者の  
欄を除く。)及び別表第3に下記を追加することとした。

また、過去一年間の検査実績を踏まえ、中国産わさびのプロシミドン及びブラジル産  
キャッサバのピリミホスメチルについてモニタリング通知の別表第2及び第3から削  
除することとしたので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。

記

検査強化日	対象国・地域	対象品目	検査項目	製造者、製造所、 輸出者及び包装者
令和2年 6月22日	韓国	エゴマ及びその加 工品(簡易な加工 に限る。)	残留農薬(チア クロプリド)	SUNIL FOOD CO., LTD
				MANINSAN NONGHYUP AGRICULTURAL PRODUCTS PROCESSING CENTER